

スル所ニアラスナルベシト告ケ猶復遠ノ思慮ヲ示シテ毎一時期
会見ヲ終リ各自其各所屬工場ニ帰来シ報告ヲ爲マリ
本工場ニ於テハ大ナル不手ナキ如キモ敷津工場ニ於テハ強硬
ナル主張ヲ爲ス者不鮮ノ形勢ヲ更ニ變化ノ兆ヲ生ジ来シリ
(六月八日)

田代 書目

- 一、(1) 藤永田造船所ニ於テ従来スル労働者ノミヲ以テ組織
スル組合ヲ交渉団体トシテ認ム
- (2) 其ノ団体ノ内容組織方針交渉ノ範圍及方法ニ関シテ
ハ工場主ト全労働者ト隔意ナキ方法ニ依リ選出セル相当
人数ノ委員トシテ交渉トシテ直ニニ調査会ヲ組織シ其由
議決定スルモノトス
- 二 請願制度改善ノ件ハ調査考案ト直ニ実行ス

- 三 工場内衛生設備改善ノ件ハ直ニ其ノ実行ニ着手ス
- 四 労働者欠勤解雇後日教ノ件ハ五日以内トス
- 五 工場ノ都合上解雇スル場合ニ於テハ半年(一)一先キ告知
半年未満ハ日給二十日分
一ヶ月未満ハ日給四十五日分
一ヶ月以上ノ者ハ一ヶ月増スル毎ニ五分加算シ三百日分
ヲ限度トス
現ニ後述スル臨時職工ハ常備職工ニ本項規定キチ
ヲ給ス
- 六 日給二円以下ノ職工ニ対スル増給ノ件ハ事女子方他共養長
ノ委託ヲ受テ其ノ為メ至困難ノ認ムルモノニ限リ二割以
内ノ範圍ニ於テ二回ヲ限度トシ相当ノ補給ノ方法ヲ取ルベシ